

四天王寺大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

四天王寺大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、四天王寺大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神である「聖徳太子の仏教精神に則った教育」を踏まえ、学生便覧等に「学園訓」が教育の方針として明示され、その意味・内容は、建学の精神を体得する授戒会（じゅかいえ）や礼拝、授業前の瞑想などの実践行を通じて具体化され、人間的教養を主体的に身に付けると同時に専門能力を修得させることで、社会貢献力のある人間づくりの教育がなされている。教育目的は「社会貢献に尽くす人間づくり」の4項目として、簡潔に文章化されており、教育目標は「こころえ手帳」の配付や「揺るぎない心を育む」というキーワードによって明確化され、具体的に推進されている。使命・目的及び三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）はホームページ等で明確に記載され学内外に周知されている。また、学内の諸規則及び組織・制度は設置基準等の関係法令に適合している。

「基準2. 学修と教授」について

仏教系大学としての教育目標・方針の主旨を入学前のさまざまな段階で入学志願者に明示しており、各学部のアドミッションポリシーは大学案内、入試ガイド、入学試験要項及びホームページなどを通じて学内外への周知が図られている。収容定員を満たしていない学科もあるが、大学全体では満たしており、学生受入れ状況としては概ね適切である。教育課程は「基礎教育科目」「共通教育科目」「専門教育科目」の3本柱で構成され、カリキュラムポリシーに沿った編成となっており、ディプロマポリシーも明確である。また、キャリア支援のための授業科目が適切に配置され、特に「キャリアゼミ実践演習」には4年次生のSA(Student Assistant)を配置して効果を高めている。教員の採用及び昇任等も諸規則に基づき適切に運用されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

学校教育法等の法令にのっとり法人運営に努めるとともに、人権問題、個人情報保護、公益通報、危機管理、公的研究費の適正な執行や環境保全に取組み、安全に対する規則等が整備されている。学長は法人の理事でもあり、大学・大学院の代表者として理事会に出席し、大学側と理事会との意思疎通は十分に図られている。また、学長を統括的に補佐する役割を担うために副学長を置き、学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制が整えられている。なお、監事による監査が定期的実施され、健全な収支バランスが確保されている。

「基準4. 自己点検・評価」について

「自己点検・自己評価委員会規程」に基づき、大学経営に携わる常務理事が委員長として自己点検・評価の陣頭指揮に当たっており、全学的な体制で各部署の掲げた目標についての自己点検・評価を実施している。また、「教育開発推進本部」が中期計画ビジョンを打出し、課題解決型教育による学修の質保証と全人化の推進に取り組んでおり、「自己評価報告書（本編・データ編・資料一覧）」を全専任教員と事務局全部署に毎年配付して教学部門と各管理部門で自己点検・評価の結果を共有している。加えて、「IR・戦略統合センター」や教職教育推進センターを立上げ、教学部署と管理部署におけるPDCAサイクルの仕組みを確立するとともに、現状把握のために、学生による授業評価アンケートや入学生アンケート、卒業生アンケートなどで収集したデータを各学部・学科及び事務局担当部署で分析している。

総じて、建学の精神に基づく教育の理念・目的を実現するとともに、志願者を質・量の両面から確保するための努力が全学的な体制でなされており、少子化に伴う志願者減少の傾向を打破しようとする活発な意欲が認められる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている「基準 A.社会連携」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神「聖徳太子の仏教精神に則った教育」を踏まえ、「学園訓」が学生便覧や入学試験要項等に教育の方針として明示されている。また、使命・目的は学則第 2 条において、具体的かつ簡潔な文章で明示されている。その意味・内容は、建学の精神を体得する授戒会（じゅかいえ）や礼拝、授業前の瞑想などの実践行を通じて具体化されている。また、社会貢献力のある人間づくりのため、人間的教養を主体的に身に付けると同時に専門能力を修得させる教育が実施されている。卒業生の建学の精神への理解度からも、大学の使命・目的の意義は在学時から徐々に浸透していることがわかる。

教育目的は「社会貢献に尽くす人間づくり」の 4 項目として、簡潔に文章化されており、教育目標は「こころえ手帳」の配付や「揺るぎない心を育む」というキーワードによって

明確化され、具体的に推進されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

聖徳太子の仏教精神にのっとり大学としての旗幟（きし）が鮮明であり、大学の教育の個性・特色は学則 2 条の 2 に適切に反映されるとともに、履修要覧やホームページでも明示されている。その使命・目的を果たすため、学科・専攻・コースごとに、人材養成に関する目的やその他の教育研究上の目的が定められている。

設置基準等の改正に基づいて学則等の変更がなされ、学内の諸規則及び組織制度は整備されている。時代の変化に対応する学生の質保証を念頭においた教育プログラムの見直しが行われており、社会情勢の変化への対応についても、組織的な体制で教育改革に取り組んでいる。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的は「教育開発推進本部」が中心となって調整・検証している。また、教育職員・事務職員全員参加による「合同研修会」の開催により基本方針の共有が図られ、役員、教職員の理解と支持は得られている。使命・目的及び三つの方針はホームページ等で明確に記載されており学内外に周知されている。

長期計画は素案にとどまり、具体的な内容にまでは集約されていないものの、改革案が示されている「中期計画ビジョン」が作成され、年 2 回に分けて達成状況の検証がなされ、三つの方針に反映されている。

図書館、「エクステンションセンター」「仏教文化研究所」、保健センターなどが整備されており、使命・目的を達成するために必要な研究科及び学部、学科の教育研究組織は整備されている。

【参考意見】

○具体的な内容を盛り込んだ中長期的な計画書を早急に作成することが望まれる。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

各学部のアドミッションポリシーが定められており、大学案内、入試ガイド、入学試験要項及びホームページなどで学内外への周知を図っている。学科（専攻・コース）ごとに求める学生像が入試ガイドや入学試験要項、ホームページ等で示されている。とりわけ仏教系大学としての教育目標・方針の主旨を入学前のさまざまな段階で入学志願者に周知し、また、入学試験での面接試験において大学の教育方針に対する理解の確認を行っている。一般入試とセンター試験利用入試に加え、公募推薦、資格型特技推薦、AO 入試、自校及び指定校推薦、社会人入学試験、外国人留学生入学試験など多様な入試選抜を実施している。入学者選抜は、適切な組織体制のもとに公正・妥当な方法で行われている。収容定員を満たしていない学科もあるが、大学全体において平成 27(2015)年度における入学定員の充足率は概ね適切である。

【改善を要する点】

○経営学部経営学科の収容定員充足率が 0.7 倍を下回っている点について改善を要する。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

カリキュラムポリシーは各学科の教育研究上の目的に沿って策定され、履修要覧及びホームページ等で公表されている。教育課程は、「 Semester 別学修分類表」を作成することでカリキュラムポリシーに沿うよう体系的に策定され、工夫もなされている。

人間福祉学科及び教育学科では資格取得の関係から履修登録単位数の上限は若干高く設定しているが、他の学科では履修登録単位数の上限は適正である。教室外学修の指示を授業概要に明記したように、単位制の趣旨を保つための工夫がなされている。大学と大学院での教授方法の工夫・開発の改善・向上方策については、学科などにより偏りがあるが、各授業科目で担当教員により鋭意取組まれている。

【参考意見】

○人間福祉学科と教育学科の年間（特に 1～6 Semester）履修登録単位数の上限に関連して、履修上の条件と制限を検討するよう配慮されたい。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

「情報処理科目」や「キャリアゼミ」「e-COCOROE プロジェクト」などにおいて SA 制度を授業補助（「補助業務」や「ヘルプ業務（支援）」）の目的で採用している。また、SA 制度は学修支援のほか、携わった学生の教育実践の場となりキャリア形成に役立っている。

授業支援の一環として、入学前教育、履修に関するオリエンテーション、初年次教育が計画的に実施されている。中途退学見込み者・勉学意欲喪失者に対する学修支援については、教務課が中心となって教職協働の取組みが推進されている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定の基準は、学則及び「単位の修得及び試験に関する規程」に定めている。各科目の到達目標・成績評価の方法とその評価基準については、シラバスに明記している。これらの規則とシラバスなどに基づいて、各学部学科と大学院は卒業要件・修了要件の厳正な適用による卒業判定と修了認定を行っている。

成績評価標準として GPA(Grade Point Average)制度を採用している。GPA の数値については担任教員等が学生の履修指導に利用しているほか、学内奨学金や海外留学奨学金の選考や転学部転学科希望の学生の選考基準、保育士養成課程の選抜にも活用している。

他大学における既修得単位認定数の上限については適切に設定している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア支援体制として、キャリアセンターと教職教育推進センターを設置し、学生の多様な進路実現を支援している。各学科は、教育職員のキャリア委員を複数配置することで、学科・専攻教員との情報共有が図られている。就職に対する相談・助言の態勢を敷く目的で「キャリア・アドバイザー」が用意されている。キャリア支援のための授業科目として、「キャリアデザイン」「キャリアマネジメント」「キャリアゼミ」「キャリアゼミ実践演習」を開講している。特に「キャリアゼミ実践演習」において、4年生の就職内定者より選考した SA がアドバイスをを行っている。インターンシップ制度を整備し、事前及び事後研修を実施している。卒業生からのキャリアセンターに対する評価を実施して、教育目的の達成状況を評価し、改善を図っている。「四天王寺大学あべのハルカスサテライトキャンパス」の開設により、就職支援活動が活発化している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学生アンケートが夏学期及び冬学期授業の概ね中間日と最終日で実施されており、中間アンケート結果による学期途中での授業改善も実施している。また、各学科は 6 項目から 10 項目にわたって「卒業時において身につけるべき能力」を設定した上で、「能力別 GPA 平均」を分析することにより教育目的の達成状況を点検している。

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発については学科による偏りがあるものの、いずれの学科も授業の改善及び学修支援策の早急な構築が必要だと判断して各種の改善・向上方策について検討しており、FD(Faculty Development)委員会が適切に機能し、教育内容の点検、教育方法の改善等が計画的に進められている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

「学生支援規程」と「課外活動運営管理規程」に基づいて、学生支援センターを設置し、学生生活、学生相談、国際交流、健康相談の業務を通じて、学生の自立と成長を支援しており、加えて、大学独自の奨学金制度の整備や課外活動支援の組織化が図られ、学生の課外活動の推進のために「2015 課外活動ハンドブック」を作成し、積極的に奨励・支援する体制が整っている。

学生支援センターの「意見箱」や卒業生アンケートを通じて学生の意見や要望がくみ上げられており、分析結果は「教育開発推進本部」にも報告されている。また、「学生の支援についての心構え」「メンタル面で問題を抱える学生の対応」「心に関する病気や障がいの特徴」などに関する多くの質問が寄せられたことから「教職員のための学生対応ハンドブック」を作成し配付している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学 3 学部及び大学院 1 研究科より構成される教員の組織については、設置基準上必要専任教員数及び必要専任教授数を満たしており、専任教員の年齢バランスについては偏りがみられるものの、概ね良好な状態が保たれている。

教員の採用及び昇任等については、「就業規則」「教育職員の採用・就業に関する規程」「四天王寺大学・四天王寺大学院人事委員会規程」「四天王寺大学教育職員資格基準」「教育職員資格基準の運用に係る細則」「大学院担当者の資格基準」の規則に基づいて適切に運用している。

「教育開発推進本部」に「FD 専門部会」が置かれ、「四天王寺大学 FSD 報告書」が毎年発行されている。また「教務委員会」の下部組織として「教養教育委員会」が設置され、「平成 28 年度カリキュラム改定案」が検討されている。

【参考意見】

○教育学部において61歳以上の教員割合が高いため、是正することが望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目2-9を満たしている。

【理由】

校地、校舎については大学設置基準を充足し、設備、実習施設、図書館等の教育環境は学生などへの便宜を図った整備が進められており、適切な運営・管理が実施されている。

「ICTアクティブラーニング教室」の設置や総合体育館の竣工等、教育環境を積極的に整備し、各学科・専攻では、学生を教室の収容人員数に応じてクラス分けした上で授業の時間割作成を適切に行っており、実際の履修登録後に履修人数が大きく上回った場合等は、新たにクラスを増やし適正な人数を保つように努めている。

【参考意見】

○学生と教職員が参加する全学的な避難訓練が実施されていないので、早急に計画を策定し、実施することが望まれる。

基準3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

【理由】

経営の規律と誠実性の維持については、寄附行為に基づき経営されており、また、各規

則が整備され、適切に運営されている。

使命・目的の実現への継続的努力として、「教育開発推進本部」や「IR・戦略統合センター」が設立され、組織的に取り組んでいる。

学校教育法、私立学校法、設置基準等にとつた法人運営に努めるとともに、人権問題、個人情報保護、公益通報、危機管理、公的研究費の適正な執行や環境保全への取組み、安全に対する規則等が整備されている。また、障がい者の人権やハラスメント防止に関する研修会、コンプライアンス研修会などが実施されている。

ホームページには教育情報や財務情報が掲載され、学内外に適切に公表する体制が整備されている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は「学校法人四天王寺学園寄附行為」により法人の最高意思決定機関と位置付けられ、定期的に開催されている。私立学校法にとつた審議・決定が行われており、法人の使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備が図られている。過去3年の理事会への理事の出席状況も良好であり、また、理事長の指名する常務理事が大学の日常業務を執行し、理事会と大学との迅速な連携が図られている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長は、教授会をはじめとして、教学会、学部長学科長会、課長会等の学内会議に常時出席し、会議での協議を経て、最終的な決定をするなど、組織上の位置付けは明確であり、適切にリーダーシップを発揮している。

また、「教育開発推進本部」「IR・戦略統合センター」、教職教育推進センターといった組織改編を積極的に進め、それらの組織は学長の補佐体制として機能している。

学長は法人の理事でもあり、大学・大学院の代表者として理事会に出席し、理事会との意思疎通は十分に図られている。

学長を統括的に補佐する役割を担うために副学長を置き、学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制を整えている。また、副学長は教育施策全般の学長の諮問的な機関であ

る「教育開発推進本部」の本部長にも任命されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会、教学会、教授会等多数の会議体があり、各機関内の意思疎通は適切に図られている。教授会に出席する常務理事が教授会で経営的観点から意見を述べ、学長は理事として理事会に出席して教学的事項について意思を表明する体制がとられている。また、学長の諮問機関である教学会は毎週開催されており、教学事項の協議も機能的である。

監事及び評議員の選任に関する規則が整備されている。また、監事は法人の業務及び財産の状況についての監査を定期的実施しており、ガバナンスの体制は整備されている。

「合同研修会」や「FSD 全体研修会」を通じて全教職員間でのコミュニケーションの強化と大学の基本方針の共通認識が図られている。理事長・常務理事・学長のリーダーシップによるトップダウンと、教授会・教学会・学部長学科長会・課長会議などの審議及び協議によるボトムアップとで、バランスのとれた運営が行われている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

管理組織及び事務組織については「組織・分掌規程」に基づいて構築され、業務執行の権限と責任が明確であり、組織管理及び運営が円滑に行われている。

職員は教学部門の教育職員と連携しながら業務を執行しており、実質的な教職協働が行われている。

事務局長のもとに毎週開催される課長会議を通じて、情報の共有が図られており、適切な業務執行がなされている。

職員の資質向上のための SD(Staff Development)研修として、担当業務に係る研修や階

層別研修及び各種の SD ワークショップ等が継続的に実施され成果を挙げている。また、「事務局業務の固定観念脱却コンテスト」などを新たに企画し、SD が全学的な取組みとして機能している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

各部署において中長期の計画が構想されており、概ね適切な財務運営が行われている。

また、入学定員の確保により財務基盤が安定しており「定量的な経営判断資料に基づく経営状態の区分」は正常状態の区分に該当している。

また、消費収支計算書関係比率における人件費比率を低く抑えるなど収支バランスは確保されている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準や「学校法人四天王寺学園経理規程」等に基づいて行われている。

監事の会計監査については、私立学校法に基づいて会計書類等を作成しており、事業の実績と決算を理事会で審議している。また状況に応じて公認会計士の指導を受け対応している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学が自ら不断に自己点検・評価を行うため「自己点検・自己評価委員会規程」を設け、大学経営に携わる常務理事が委員長として自己点検・評価の陣頭指揮に当たり、学長と事務局長が連携をとることで PDCA サイクルを円滑化している。また、全学的な体制で各部署の掲げた目標について自己点検・評価を実施している。

加えて、各部署では PDCA を念頭に置いた自己点検・評価が毎年実施されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「自己点検・自己評価委員会規程」に基づいて、常務理事を委員長とし、教学部門の責任者と管理部門の責任者との協力連携のもとに、透明性の高い自己点検・評価が実施されている。

現状把握のために、学生による授業評価アンケートや入学生アンケート、卒業生アンケートなどで収集したデータを各学部・学科及び事務局担当部署で分析している。

また「自己評価報告書（本編・データ編・資料一覧）」を全専任教員と事務局全部署に毎年配付して教学部門と各管理部門で自己点検・評価の結果を共有し、ホームページにも公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己評価報告書は毎年度発行され、現状や課題を共有し、改革改善を行っている。また、「教育開発推進本部」が「中期計画ビジョン」を打出し、課題解決型教育による学修の質保証と全人化の推進に取り組んでいる。

「IR・戦略統合センター」や教職教育推進センターを立上げ、教学部署と管理部署におけるPDCAサイクルの仕組みを確立している。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-② サテライトキャンパスにおける地域貢献への体制が整備されているか

A-2 大学と地域社会との関係協力が構築されていること

A-2-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか

A-2-② 大学と企業、教育機関及び文化団体等との協力関係が構築され、文化活動が行われているか

【概評】

建学の精神にのっとり、社会貢献に尽くそうと志す高度な人格の育成を教育使命としており、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供として、公開講座や市の委託事業のセミナー、「生涯学習フェスタ」「藤井寺『ゆめ』セミナー」「IBU 桜 WEEKS」などの企画開催を学生と教職員が一体となって積極的に行っている。

サテライトキャンパスの立地を最大限活用した「オープンカレッジ」「たいし塾」、公開講座は内容が充実しており受講者も多く、その対象も社会人ばかりでなく、幼児から高校生といった若い世代への大学開放を進め、多様な学修機会を創出することで地域社会に貢献している。

大学周辺の地域活性化を促す活動としての「地域連携 COCOROE プロジェクト」「COCOROE 塾プロジェクト」「e-COCOROE プロジェクト」などの事業展開により、地域社会との協力・連携関係が構築され、地域に密着した社会貢献活動が行われている。

教職志望の学生による近隣小中学校への教育ボランティアの参加率も非常に高く、七つの高校と高大連携協定の締結をしている。

基準B. 国際交流

B-1 国際交流の活性化

B-1-① 学術交流提携校の拡充

B-1-② 経済的支援

B-2 国際交流プログラムの拡充

B-2-① 海外留学・語学研修・インターンシップ・ボランティア等の派遣状況及び拡充

B-2-② 交換留学・日本語研修受入れ状況及び拡充

【概評】

「グローバル教育センター(i-Talk)」を設置して、学生の派遣とともに相手先の学生を受入れる努力が継続してなされており、国際交流の拡充計画を推し進めている。語学学校との提携にとどまらず、学術交流を視野に入れたアメリカの大学との協定締結や中国浙江工商大学との活発な学術交流など、学術交流提携校の拡充に努めている。

全学生を対象とした海外留学・海外語学研修を行う奨学金制度だけではなく、国際キャリア学科のみを対象とした「海外留学等特待生奨学金制度」も用意されており、国際交流を奨励する経済的支援の態勢が敷かれている。海外留学・海外語学研修に対するこれらの奨学金制度は、グローバルな人材育成に寄与するものとして評価できる。

国際キャリア学科海外留学特待生プログラムでは、海外留学、語学研修、インターンシップ等が積極的に行われている。中国浙江工商大学との交換留学、アメリカのソルトレイクコミュニティカレッジへの語学留学、フィリピン語学留学研修プログラムなどの国際交流プログラムを増やしたことにより、学生の経済状況や希望に合わせた海外留学・語学研修・インターンシップなどが可能となった。

海外の高等教育機関からは交換留学・日本語文化研修を毎年受入れている。日本語文化研修では学生に海外学生との交流希望を募っており、海外での留学等ができない学生にも日本での国際交流の機会を提供していることは特筆すべき点である。今後の成果に期待したい。

